

基災発第116号
昭和29年8月23日

都道府県労働基準局
労災補償課長 殿

労働省労働基準局
労災補償課長

健康保険の給付を受けていた労働者に係る労災保険給付の取扱について

ひとつの負傷又は疾病に関して健康保険により給付されていた期間が、業務上として遡って労災保険による給付の対象となるものと認められる場合等の取扱については、かねて指示したとおり社会保険官署等との連絡を充分行っているものと思料されるが従来これに関する各局の取扱は必ずしも統一されていないので、自今左記により取り扱うこととされたい。

記

- 一 健康保険による給付されていたことが明らかである期間についての労災補償費については、所定の請求書の提出があっても、原則として健康保険により給付された額がその保険者に返還された後でなければ給付しないこと。
- 二 一に反し、業務上の災害として既に労災保険より給付していたものが、後日業務外の事故と判明した場合にあっては、支給額全額を直ちに返還させるとともに、当該保険者に対して連絡を行うこと。
- 三 一及び二の取扱を行うため労働者に多大な経済的負担が生じ、実情に添わない場合には、当該保険者と連絡の上、一については健康保険の保険者に対する給付額返還が完了する前であっても給付し、二については、健康保険給付が行われるまで回収手続を見合わせること。